

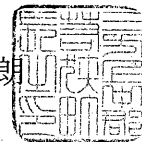
若狭町公告第5号

公募公告

令和7年度若狭町水道事業西浦地区水道施設小川共同配水池整備工事（更新）について、次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年2月5日

若狭町長 渡辺 英朗



1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 令和7年度若狭町水道事業西浦地区水道施設小川共同配水池整備工事（更新）

(2) 工事場所 若狭町小川地係

(3) 工事概要 パネル式ステンレス配水池

材質：SUS329J4L、SUS444

有効容量：150.5m³（有効水深2.5mH）

寸法：6.0m×10.0m×3.0mH（180m³）2池式

付属設備：外梯子、内梯子、人孔、通気、手摺、ひさし、水位計口、電極口

外面塗装：SUSタンク5面塗装、手摺、外梯子、配管、架台
資機材搬入用モノレール（リース） N=1式

コマ基礎 N=1式

(4) 設 計 額 139,324,900円（消費税及び地方消費税を含む。）

各会計年度支払限度額は、次のとおりとする。

内 令和7年度分 100,000,000円程度

内 令和8年度分 39,324,900円程度

(5) 工 期 契約日から令和9年1月29日まで

(6) 周知方法 若狭町（以下「町」という。）の掲示板、ホームページ、建設工業

新聞等

2 応募者の資格要件

応募資料を提出することができる者は、町長が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された共同企業体（以下「共同企業体」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

(1) 共同企業体の構成員が次の要件のすべてを満たす者であること。

ア 令和7・8年度若狭町競争入札参加資格受付名簿に登録されている構成員による共同企業体であること。

イ 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 応募資料の提出期間の末日から開札の日までにおいて、町による指名停止又は指名除外を受けている期間でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。

オ 若狭町の発注工事等から暴力団等の介入を排除する措置に関する要綱（平成25年若狭町告示第3号）第2条第3号又は第4号に該当する者でないこと。

(2) 次の要件を満たす2の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定するものをいう。）により構成された共同企業体であること。

ア 次の要件をすべて満たす代表者

(ア) 法第15条に規定する特定建設業許可を受けている者で、本社又は本店の所在地を町内としているものであること。

(イ) 応募資料の提出期間の末日において、福井県競争入札参加資格について、土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること。

(ウ) 土地の造成等の土木一式工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。

(エ) 共同企業体の構成員の中で、出資比率が最大であること。

(オ) 監理技術者にあつては、一級土木施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格証を有する者であること。

イ 次の要件をすべて満たす代表者以外の構成員

(ア) 本社又は本店の所在地を町内としているものであること。

(イ) 応募資料の提出期間の末日において、福井県競争入札参加資格について、
土木一式工事B等級の資格を有すると決定されている者であること。

(3) 共同企業体の構成員の最小出資比率は、30%以上であること。

(4) 共同企業体の構成員である者は、本工事に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

3 応募資料の提出及び受付

(1) 応募手続き等

入札に参加しようとする者は、令和8年2月16日（月）までに、次に掲げる応募資料を提出すること。

ア 応募資料提出書（様式1号）

イ 同種工事の施工実績書（様式2号）

(ア) 町発注以外の工事については、工事实績証明書を添付すること。

ウ 配置予定の現場代理人、監理技術者等の資格、経歴、経験等（様式3号）

(ア) 監理技術者については、同種工事における監理技術者としての経験を記載すること。

オ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

カ 経営規模等総括表

キ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し（令和7・8年度若狭町競争入札参加資格審査において用いたものに限る。）

ク 特定建設工事共同企業体協定書

ケ 工事経歴書

コ 技術職員名簿

(2) 申請書等の用紙の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和8年2月6日（金）から令和8年2月16日（月）まで
午前9時から午後5時まで（土日祝祭日を除く。）

イ 交付場所 若狭町中央第1号1番地 若狭町役場三方庁舎 会計課

※交付を受ける場合は、必ず印鑑（認印）を持参すること。

(3) 受付期間等

- ア 受付期間 令和8年2月6日（金）から令和8年2月16日（月）まで
午前9時から午後5時まで（土日祝祭日を除く。）
- イ 受付場所 若狭町中央第1号1番地 若狭町役場三方庁舎 会計課
- ウ 提出方法 持参し提出するものとし、郵送又は電送による提出は認めない。
- エ 提出部数 1部

4 概要書等の配布

入札に参加しようとする者は、入札概要書の配布を受けることができる。

- (1) 配布期間 令和8年2月6日（金）から令和8年2月16日（月）まで
午前9時から午後5時まで（土日祝祭日を除く。）
- (2) 受付場所 若狭町中央第1号1番地 若狭町役場三方庁舎 会計課

5 見積内訳明細書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した見積内訳明細書一式を入札日に提出すること。

6 その他

- (1) 入札参加者は、若狭町財務規則、若狭町工事請負契約約款、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 同一の共同企業体为本工事以外の近接工事を落札した場合は、諸経費を合算するものとする。
- (3) 質問等は、メール（上下水道課（Email:suidou@town.fukui-wakasa.lg.jp））で行うものとする。
- (4) その他不明な点については、会計課（TEL:0770-45-9100）に照会すること。